

会 議 録

会議の名称	第7回小金井市子ども・子育て会議			
事務局	子ども家庭部子育て支援課			
開催日時	平成28年4月22日(金) 午後7時～9時			
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室			
出席者	委員	会 長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委 員 飯嶋 智広 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 徳行 委員 沢村 耕太 委員 高橋 みさ子 委員 鳴海 多恵子 委員 布谷 美幸 委員 馬場 利明 委員 原島 康晴 委員 森田 眞希 委員 欠席委員 水津 由紀 委員		
	事務局	子ども家庭部長 河野 律子 児童青少年担当部長 大澤 秀典 児童青少年課長 伏見 佳之 学童保育係長 越 元宏 保育課長 鈴木 遵矢 保育政策担当課長 菅野 佳高 保育係長 中島 良浩 保育課主査 千葉 祐生 子育て支援課長 梶野 ひづる 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援課主任 矢島 隆生		
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数	11人			
会議次第	1 開会 2 利用者負担のあり方 3 利用定員の設定について 4 小規模保育事業の認可について 5 閉会			

発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
提 出 資 料	資料 2 9 小金井市子ども・子育て会議委員名簿 資料 3 0 保育行政における主な歳出予算執行状況（直近5年間） 資料 3 1 多摩26市における利用者負担額（1号認定） 資料 3 2 平成27年度私立幼稚園（新制度移行園以外）の保育料等について 資料 3 3 利用者負担額表（改定案） 資料 3 4 学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係（平成26年度決算ベース） 資料 3 5 育成料及び延長育成料 資料 3 6 三多摩26市学童保育育成料等（月額）に関する調べ（平成27年4月現在） 資料 3 7 学童保育育成料に関する年少扶養控除廃止による影響調べ 資料 3 8 家庭的保育事業等設置認可変更 認可 4 事業計画書
そ の 他	

第7回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成28年4月22日

開 会

○松田会長 定刻になりましたので、第7回的小金井市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

本日は水津委員から、所用のためご欠席という連絡をいただいているところでございます。

それから、皆様方に配付されている資料に資料29がございまして、会議委員名簿がございしますが、委員の小川先生の所属が変わられたということで、一言ご紹介いただきたいと思っております。

○小川委員 小川です。今まで小金井の南小学校でお勤めさせていただいたのですが、再任用校長4年で終わりということで、今年度から帝京短期大学の教授としてお仕事をさせていただくことになりました。いろいろなかかわりで、モンゴルの国際ビジネス経済大学の客員教授ということもしたりするのですけれども、いろいろな形で子育てにかかわっていくかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松田会長 それでは、次第に入ります前に、実は前回の会議で保留となっておりました、さわらび学童保育所に関する要望書の取り扱いにつきまして、少々時間をいただければと思っております。

さわらび学童保育所の問題につきましては、今回でご審議をいただけたらというご要望をいただいたところですが、小金井市の子ども・子育て会議条例に扱う事項としては内容として入っていないという事項でございますので、何を審議事項としてこの会を開催していくのかというのは、最終的には市のほうでご判断いただかざるを得ないのではないかというふうには考えております。ただ、委員の皆様にも、ぜひちょっとご意見を伺った上で、この会議での審議事項とするかどうかということについて市にご判断いただきたいというふうに思っておりますので、委員の皆様方から少しご意見を聞かせていただきましたら大変ありがたいなと思うところでございます。忌憚なくご意見いただけたらと思っておりますので、どなたからでも結構ですので、何かお願いいたします。

○原島委員 学童の代表で来ているので、さわらび学童の問題というのは、もう皆さんご存じとい

うことでよろしいでしょうか。民間委託を実施して、その年度の途中で事業者のほうに幾つか問題が起こりまして、1年間で次年度の運営からおけるといようなことが起こってしまった問題です。私は、何がしかの検証を、この場ではないにしても市民参加で行うべきだというふうに考えています。というのは、本来この場でやってもいいと思っ
てもいるのですけれども、その理由として、小金井市の学童保育の民間委託というのは、学童保育所のサービスの拡充、時間延長、障がいのある児童の受け入れ、ひろば事業の実施等、サービスの拡充というものを実施して運営していくに当たって委託でなければ
できないということで、運営の見直しが利用者のほうにおりてきたという経緯がありま
す。ですので、そのサービスの拡充を、ずっとこの、のびゆくこどもプランの中で入れ
てきたということを考えるならば、その結果起こった委託における問題というふうに捉
えることも可能であって、それをこの場で検証するということは、一つ、有意義なこと
であると思います。

それは、1つには、この場でやる意義としては、そのようなサービスの拡充というこ
とだけを追求して行って、運営の実態とか、実際に担える運用主体があるのかどうかと
いうところまで議論の幅に入っていないままに計画をつくっているとすると、やはりそ
れはそれで計画に無理があるのではないのかということにつながる話だと思います。で
も、この場でやるのがふさわしいかどうかというのは市のほうの判断でしょうけれど、
いずれにしても、子どもたちにとって、子どもにとっては1年生のときには直営、2年
生のときには、ある委託学童、そして3年目になるとまた直営に戻ったのですけれど、
また違う指導員が来るということで、継続性のある保育というのを学童保育の理念とし
てうたっているに当たっては、大分その理念からかけ離れたことが起こってしまってい
るというのがありますので、今、労使のほうでもう1回見直すとか、検証するという話
があるとは聞いていますけれども、市民参加でやるべきことではないのかなというふう
に思っています。意見です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○岩野委員 当事者なので、ちょっと発言に色がついているのかもしれないのですけれども、私の
上の子が、まさにそのさわらび学童保育で今、2年生になっております。昨年度、委託
事業者で1年を過ごしまして、今年度は直営に戻ります。市の方針ですと、来年度また
委託に戻すということで、1年ごとに指導員がかわってしまうというふうな、こちらと
しては余り歓迎したくないような状況のさなかにおります。

この問題は、要望書の中では、子ども・子育て会議でというところでもあるのですが、子ども・子育て会議の性質からすると、もう少し幅の広い分野に話が広がるかなというふうな考えは、私としてはあります。つまり、何かというと、さわらびの問題に限らず、学童保育全体、もしくは、もう今、保育児童の受け入れというのは、待機児童をなくすためにいろいろ施設をつくって受け入れを行うのですけれども、その子どもたちが卒園した後にどうするのかという、もっと大きい話も含めてになると思うんです。

実際に今、学童保育が全入を掲げているわけなのですけれども、大規模化の問題が発生しているのは、もう市の方もよくご承知のとおりで、学童だけの問題ではなくて、放課後子どもプランとか、そのほかいろいろな施策と絡めて考えなければならぬところになるかと思うんです。つまり、いわゆる小1の壁問題の話になってくると思うんです。そういうかなり幅の広い話として子ども・子育て会議では考えるべきで、その中の一つとして、学童の問題の一つとしてさわらびを話すにしても、それはやはり各論ではなく総論の中の一つになるのかなというふうに個人的には考えています。

学童保育の問題につきましては、運営協議会が個別で立ち上がっておりますので、その各論となるようなことに関しては、集中的に運営協議会で話し合うほうが実りある議論になると思っております。それに踏まえましてどのように取り上げるかというのは、また委員の皆さんでご検討いただければと思うのですけれども、個人的には、子ども・子育て会議で取り扱うのであれば、もっと広い問題として取り上げていただいたほうが、この忙しい合間を塗って、皆さん、各界の有識者が集まっていたいので、そういうことで話し合うとしたら、もう少し大きいものとして取り扱うべきかなとは思っております。

以上です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○沢村委員 私も上の子がさわらびに通っているので一当事者ではあるのですけれども、うちの子の場合は、途中から入ったので事情も全くわからなくて、ちょっと第三者的な目で見ただ感想、本当に個人的な感想として述べさせていただくと、かなりもう関係が悪化しているので、市と保護者と運営者側と、それについて何ら検証を、岩野委員がおっしゃるとおり、感覚的に検証しようとしても、もうけんかしてしまっているものなので、余り生産的な議論にならないのではないかというのは個人的に思っています。なので、岩野委員がおっしゃったとおり、もう少し大きな枠で何か決めるような議論であれば実りのあ

ものができるかなと、そういうふうに思います。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○岩野委員 今の発言のとおりで、この大きさの会議の委員のメンバーで当事者が二人もいるんです。その場でさわらび問題を話し合うのは、どうなんですか、そういう意味も含めてあわせてご検討いただければと思います。

以上です。

○新保委員 学童保育所の事業の見直しについては、この場では、子ども・子育て会議、のびゆくこどもプランで議論したのではなくて、児童福祉審議会で議論して民営についての議論等を深めていったと思うので、今までの経緯を考えると、この場でこのことについての検証作業等は非常に厳しいものがあるかなと思います。それからあと、今も岩野委員がおっしゃったように当事者の方がいらっしゃいますので、議論を深めていくには少し難しいところがあるのかなというふうに思います。

以上です。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○森田委員 根掘りしてしまうようなんですが、そもそも何でけんかしているんですか。というのは、いろいろなところでうわさがたくさん飛び交っていて、何となく核心のところになると皆さん、もごもごと言葉を濁すので、何かうわさが大きくなっていて、何でけんかしているのかなと、済みません。

○馬場委員 その話はやめたほうが良いと思います。この場では、やらないのであれば、やらないというふうに決めたほうが良いです。ここで興味本位で聞いてしまうと大変なことになってしまいます。

○松田会長 それと、情報の公平性とか中立性というのがあると思いますので、この場でそういう情報の性質が判断しにくいところは、この場で何うことはしにくいかもしれませんね。

○森田委員 では、ちょっと、質問の仕方を変えるというか、それは、今後も起こり得るかもしれないのでしょうか。例えば、委託だから起こったのか、直営だから起こったのか、なぜなのか。では、今後も、それは、それこそ岩野さんがおっしゃったように、全体のことにつながってくると思うんですけれども、そうならないためにはどこに問題があったのかなということとか。というのも、その近くのNPO法人「また明日」のほうにも、やはり、何か今、いろいろあるから心配だからそっこのほうに預けたいのだけれどもという問い合わせもいろいろといただいていたので、もっと広い意味での、それこそおっし

やるとおり、学童保育ってどうあるべきなのかなということを皆さんと話し合えたらと思います。

以上です。

○松田会長 ほかにはいかがですか。

○馬場委員 私も岩野委員がおっしゃるとおり、ここの場は全体的な総合的な計画だとか、実施の状況等を見直す場であって、個別の論議について立ち入るのはちょっと控えたほうがいいかなと思います。この問題は、プロポーザルのあり方だとか、委託側の仕様書の作り方だとか、もっと各論的な問題なので、もう少し市の部局のほうで詰めていただいて、こういう問題があったのだけれども、「子育て会議、意見はどうですか」と言われるのであれば検討の余地はあると思いますけれども、いきなり今の場で、平場で情報を収集しながら何か一定の方向性を出すというのは、やはり無理だと思います。

以上です。

○松田会長 そうしましたら、会議で取り扱う審議事項というものをどのように考えるかというのは、もちろん会議自体が決めることはできません。ただ、会議を構成する皆様方のご意見を少し今、お示しいただいたということ、ぜひ参考にさせていただきまして、次回会議時に事務局のほうから取り扱いにつきまして示していただくと、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

では、まず、配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

○子育て支援係長 配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第になります。続いて資料29、小金井市子ども・子育て会議委員名簿でございます。先ほど小川委員のほうからお話がありましたとおり、小川委員の所属が帝京短期大学に変更になりましたことに伴って、選任区分が、教育、子ども・子育て支援機関等から学識経験者のほうに移るということで、本日お配りさせていただきました。続きまして、資料30、保育行政における主な歳出予算執行状況、一枚になります。続いて資料31、多摩26市における利用者負担額（1号認定）です。続いて資料32、平成27年度私立幼稚園（新制度移行園以外）の保育料等について。続きまして、資料33は、本日、机上配付となりました。資料33は3点ほどあるのですが、まず、①利用者負担額表ということで1と2。続いて②で1表、③でA3のもの、近隣市比較となっております。続きまして、資料34、学童保育所運営費と国庫補助

における運営費負担の考え方との関係。続いて資料35、育成料及び延長育成料。資料36、三多摩26市学童保育育成料等（月額）に関する調べ。資料37、学童保育育成料に関する年少扶養控除廃止による影響調べ。続きまして、資料38、家庭的保育事業等設置認可変更。その裏面のほうが（その2）となっております。そのほかの資料としまして、水色のファイルになります。こちらに関しましては、以前から認可に関するご審議いただいているときの資料をまとめさせていただいております。本日配付させていただいたのが、認可4、事業計画書になります。こちらに関しては、後ほどご審議にお使いになる関係で委員のみの配付とさせていただいております。

配付資料は以上となりますが、不足等がありましたら事務局のほうにお申しつけいただければと思います。事務局からは以上です。

○松田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は、前回に引き続きまして、別紙1の利用者負担の方向性に関する部分を中心にご審議をいただければというふうに思っています。本日、認可外保育施設に関する要望書もいただいておりますし、一方では、傍聴の皆様方のご意見も資料として配付されていると思いますので、議事にかかわりまして非常に貴重なご指摘やご意見をいただいているということもございますので、考えをさらに検討していくことで、少しでも方向性につきまして、この会議でのまとめをする方向へ進めていかればと思っております。あわせまして、別紙2の学童保育の育成料については、前回ほとんど議論できていないのですけれども、そちらのほうも少し議論を進めていくということで、本日、その2点が主な内容ということで進めさせていただければと思います。

それでは、別紙1の審議を始めたいのですけれども、前回の会議で関連する資料をそろえてほしいということを委員の皆様方からもご要望いただいておりますので、事務局対応となっている部分につきまして、まず、事務局のほうからお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○保育課長 それでは、資料30から資料33までをご説明させていただきます。資料30、保育行政における主な歳出予算執行状況。本資料は、前回の子ども・子育て会議に提出した資料25、保育行政に係る課題及び対応状況等について、直近の5年間についてですが、予算執行をしている状況をまとめたものです。おおむね、事業実施、開始に対しての財政負担の状況をご確認いただけるものと思います。詳細は資料をごらんください。

資料31、多摩26市における利用者負担額。本資料につきましては、多摩26市における

1号認定、新制度の幼稚園利用者の利用度ですが、1号認定の所得階層ごとの利用料について表にしたもので、本市は国基準と同額としているところですが、本市と同様の国基準と同額の市が19市、減額している市は7市となっております。詳細は資料をごらんください。

資料32、平成27年度私立幼稚園（新制度移行園以外）の保育料等について。本資料につきましては、平成27年度の、新制度に移行していない私立幼稚園の保育料について表としたものです。詳細については表をごらんください。

資料33、利用者負担額表（改定案）です。資料33-①は、1として認可保育園定員の推移、平成26年度から28年度までを表としてございます。2として、国及び市利用者負担額の平成26年度決算額、平成27年度、決算の速報値を表としたものです。平成26年度では、国基準に対する40.1%の徴収割合でしたが、平成27年度の決算見込みを見ると34.9%となる見込みです。

次に、資料33-②をごらんください。資料33-①の数値等をもとに、仮に50%の徴収割合となるよう算出した表となっております。3歳未満児、3歳以上児、それぞれ、改定額を現行額と並べて記載しております。現在の利用者数の状況、利用者負担額を、負担額表をベースに50%となるように計算しており、累進性など、階層ごとの配慮など、特段行っているものではございません。そういった前提でごらんいただきたいと思っております。

次に資料33-③をごらんください。この資料は、近隣市の3歳未満の児童の利用料に対する、3歳以上の利用料の割合についてを表としたものです。府中市については、3歳以上の児童を、3歳児と4・5歳児の2つに区分していることから、それぞれの対比を記載しています。また、武蔵野市につきましては4つの区分となっていることから、対比の分は作成中の金額のみの表としているということです。詳細は資料をごらんください。

事務局からの説明は以上です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。資料30から33まで、前回の議論につきまして少しご用意していただいたところなのですが、何か、まずこの資料につきましてご質問等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○岩野委員 資料33-②に関して2点ほど教えてください。1点目なのですが、諮問内容といたしましては、2号、3号認定者の利用者負担割合を、国基準のおおむね50%にするというふうな内容の次に、応能者負担の原則を掲げているわけなのですが、この割合は

その辺を無視して一定の割合で増しているということなので、実際に諮問内容に忠実にやろうとすると、もう少し階層上位の方の負担割合は増えるものと考えてよろしいのでしょうかということが1つ。

もう一つなのですが、資料33-①の2番、国及び市利用者負担額の比較の平成27年度の速報値の割合が34.9%だったことを踏まえた上での数字ということでもよろしいのでしょうか。というのも、26年度が40%だったものを50%に近づけるということで、単純に考えると、1人10%、増すかなと思っていたのですけれども、これだと大体1人4割ぐらい増している数字になっています。その辺で、どうしてこういう開きが出てきたのかということをお教えいただければと思います。以上2点です。

○保育課主査　ご質問をいただいた部分について順番にお答えさせていただきます。まず、先ほど課長のほうから説明を申し上げました利用者負担額の諮問の部分についてですけれども、こちらの算出方法についてですが、2つ目の質問とちょっと関連する部分もありますが、26年度の開き、それから27年度の開きを見たときに、平成27年度の開きぐあいを加味したもので表を作成しております。現行の表においても、以前、十数年前ということになりますが、ご審議をいただきまして一定の累進性がとられているところです。あくまで、現在はその累進性にのっとった財政基準が全く同じだったという仮定で、単純にその差額を埋めるために加算をしたという状況になっております。

それから、2つ目のご質問のうち、これは26年度と27年度決算のどちらかというお話でしたけれども、こちらにつきましては、27年度決算で、なぜこの開きが出たかというところについてご説明いたします。資料33-①をごらんください。こちらの表を作成しているときに、年度間の比較がとても難しいということで2つに分けた表となっております。まず、1番目、施設が違ってきているということが、比較の難しい部分です。平成26年度は13施設、定員数が1,399人だったところ、平成27年度においては認可の施設が16、定員数も1,656人と、3施設、200人程度増えたこととなります。

下の表に行きまして、国徴収基準額が、26年度では約6億6,000万円、27年度は約8億9,000万円と増えており、こちらの主な理由としましては幾つかあるのですけれども、例えば、子ども・子育て支援新制度が始まって公定価格が大幅に増えているということ及び、年少扶養控除の積算の考え方など、国が基準を変えた部分に伴って国の徴収基準割合が増えたことに伴い、本来でしたら今年も40%となるところですが、分母のところが増えたことで開きが出たものと考えております。以上です。

○岩野委員　　今ので、ちょっと質問の仕方が悪かったら済みません。1番目に聞いたかったのは、資料33-②というのは改定案なわけですし、これに応能負担の割合を加味した、実際に想定される負担額というのは、もっと低所得者の方には上げ率を抑えて、高所得者には上げ率を多くしてと、そういう開きというのは生じるのでしょうかということを知りたかったのですが、それはいかがでしょうか。

以上です。

○保育課長　　冒頭に資料を説明したとき、累進性などの配慮を特段行わずに、ある意味、言い方として変ですけども、機械的にこの表をつくっております。なので、諮問の内容にあるように、岩野委員がおっしゃられるような点についてもご意見をいただきながらこの表のつくりを変えていくとすれば、低所得の方については配慮し、また、所得の高い方についても一定の負担をいただくという形の表になる可能性があるのかなというふうにご検討をお願いします。

○松田会長　　ほかはいかがですか。では、資料のご提示を受けまして、利用者負担の方向性ということで再度、前回の議論の続きを行っていきたく思うんですけども、何か、資料を見ていただいた上で、あるいは、その後、ご検討いただいた上で、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○岩野委員　　今回の諮問で2号・3号認定者の利用者負担割合をおおむね50%、国基準に近づけるということに関してなのですが、要望といたしましては、割合の見直しですとか、負担増を図る際の軽減措置等の導入時の配慮を求めたいというのが保育施設利用者としての私の意見というか、要望になります。一応、私は保育施設利用者の代表で出席をさせていただいているのですが、公立保育園の父母会で構成されております五園連という組織がございまして、その代表という立場でも出席させていただいております。五園連でも、この諮問内容を持ち帰りまして、各公立保育園5園の保護者の代表者の方に説明をさせていただいたところです。私たちの利用者負担の、今、どれだけ恵まれているかということも伝えましたし、認可外保育園とか幼稚園の負担割合についても説明させていただいて、公立保育施設の利用者負担が上がることにしまして、そこは一定の割合で理解はいただいているところなのです。

ただ、やはり、一方で、公立保育園で毎年、毎年、利用者アンケートを行っており、この保育料に関する意見もあることはあるのです。やはり、どうしても利用料が上がることにしまして、比較的敏感に反応する保護者の方も一定いらっしゃるというのは否めな

い事実としてございます。今回、この表を拝見させていただきますと、単純に数字上では、今までは40%を50%にというところで、単純に一割増し程度かなと思っていたのですが、どうやらそれどころではない負担増になってくるかなと。ましてや応能負担のことを考えますと、この金額よりさらに負担が増す可能性が十分に出てきてしまうというのが、この表だと含まれるのかなというふうに認識しております。

平成24年から25年度くらいの税制改正で、年少の扶養者控除の廃止に伴って一時的に保育園の利用料がすごく増えたときがあったのです。そのときにも、やはり、利用料が上がったことに関して、一部、直接、市役所に意見を言ってくださった保護者の方もいらっしゃるという経緯も踏まえますと、やはり、この数字をそのまま来年度一気に導入するということに関しては、ちょっと、もう少し経過を見ていただくというか、できればやはり割合の見直しも含めて経過措置等を踏まえるなどの投入時期の見直しというもの、ぜひ、この場で議論していただきたい、これは要望として上げさせていただくのですけれども、ぜひ、皆様にもお話を、小金井市民ですので、その辺、もうちょっと加味していただいてご検討いただきたいというところです。

以上です。

○松田会長 はい。

○沢村委員 数字の見方をもう一回確認したいのですけれども、今、岩野委員がおっしゃった、もともと40%の割合を50%にするということは1.25倍になる、全体1.25倍になります。それが、平成27年度で計算し直すとベースラインが35になってしまうから、それを50にするとなると1.4倍になる。それで簡単に計算してみますと、この辺は馬場委員にやってもらったほうがいいかもしれないのですが、私も数字を見るのは好きなのでちょっと計算したのですが、全部の所得階層で1.4倍になっているんですね、この計算は。それで何か、全体の所得層も結構大きく上がっていて、一番低いところのCの1,500から2,148、これも1.4倍で、真ん中辺のDの11の2万9,000円から4万1,530円、これも1.4倍です。最後のDの21の4万6,000円から6万5,883円、これも1.4倍。その差額で見ても、真ん中のDの11で1万5,000円ぐらい上がって、Dの21だと2万円上がる、そんな感じだと思います。

個人的にはもう少し傾斜をつけていいのではないかと。所得高いところを上げて、平均的なところはそれほど上げないと、もう少し傾斜をつけてもいいのではないかと感じました。

以上です。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

○馬場委員 確かに、前回までの議論の中で、資料33-①を見ていただければと思うのですが、6,600万ぐらいの差額の徴収かなと思っていたんですけども、この資料を見ると、4億4,400万円から市の利用者負担額3億1,000万円を引くと1億3,400万円の徴収不足、この分を利用者のほうに負担ということで倍になっています。だから、岩野さんがおっしゃるとおり、今までの議論の中からは、ちょっと金額がいきなり大きくなり過ぎたかなという印象はあります。

1つ、ちょっとご質問なのですが、資料の31あたりを見ると、他市が同額とかというふうな形になっているのですが、これって、国の徴収基準に合わせて自動的に保育料が翌年度変わるとか、そういうシステムをとっている市というのがあるのでしょうか。もし仮に今回上げたとしても、また国の徴収基準が変われば、また今度、差額が出てくるはずなのです。そのときにまたどうするのだという議論が出てくるのでしょうか。もともとの利用料の徴収システムの中で、そういう国の徴収基準が上がったときに自動的に連動するような、そういう他市があるのか、ないのか、ちょっとお伺いできれば参考になるかなと思います。質問です。

○保育課長 公の施設の利用料につきましては条例で定められております。国の徴収基準、何%を利用料とするというような形で条例で定めている市については、聞いたことはございません。

○沢村委員 議論の大事なところなので、40%が35%になったところも含めて資料の説明をしていただきたいのですが。

○保育課主査 細かなことより大局でお伝えできればと考えております。33-②の表をごらんください。一番左側にあります定義及び条件の横に国基準額というものがございまして、こちらの50%というのが諮問の内容になっているところですが、今回、国のほうで、この表は変えずに制度の変更をした点が大きく分けて2点ございます。国基準額について、実は、各施設の公定価格といたしまして、ちょっとわかりやすい数字で申し上げますと、例えば、0歳にかかるお金は20万円です。1・2歳にかかるのは15万円ですというふうに段階ごとに決まっております。この表は、あくまで上限を定めたものであって、この範囲内でおしりが実は決まっております。子ども・子育て支援新制度の中で、量の拡充とあわせて質の拡充というふううたわれているところでございますので、お子さんに

かかる費用の見直しがなされていて、その分母が増えています。結果として国徴収基準が、市のお金をそのままにしても国が増額してしまって差が開いたというのが、まず1つ目です。

それから、2つ目、先ほど年少扶養控除のお話をしましたが、国は、この表はそのままに、これまで市に対して負担割合などを払う際に、年少扶養控除分、要は、お子さんを保育園に預けていますので税金の控除33万円分を見た形で市へ負担を払っていたところです。ですが、保護者の方の年少扶養控除を見なくしますとすると、どうなるかといえますと、ちょっと表が小さいのですが、一番右のところになります。各階層ごとの人数、3歳以上のものを書いてありまして、真ん中には、3歳未満のお子さんの各階層の出現率を記載しております。

私ども小金井市のほうでは、先ほど委員の方からもお話がありましたが、かつて年少扶養控除の際に上げたという経過がございましたので、この新制度に伴って市民の方に負担していただく分は変えずに、条例を策定したところです。ですが、国のほうは、この階層が皆さん、知らずに1つずつ上がっていつていることとなります。なので、市民の方にご負担いただく額としては変わっていませんが、こういった表にあらわすと、実は、負担が国のほうで増えているという計算になっておりますので差が開いたと。ちょっとややこしいのですが、大きくわけては、その2点でございます。

以上です。

○松田会長 おわかりいただけましたでしょうか。

○松田会長 まあ、徴収基準額ということですね、どうかと、いろいろな意味で思いましたけれども、いかがでしょうか。それを踏まえまして、さらにちょっとご意見をいただきたいと思いますが。

○原島委員 この40%、35%問題なのですけれども、やはり皆さん衝撃を受けて、私も、こういう上がり方をするのだという一覧みたいなものを見ると少し衝撃を受けています。上げ方の累進性のことはさておき、50%にした上で、市側としてはその生み出された財源で実施したい子育て政策がございますよね。それに、例えば40%を、平成26年ベースの考え方で10%引き上げというか、1.25倍になるんですか、引き上げでやったときと、35%を50%にするのだというふうにやるのとでは、市の、この間お出しいただいた、認可外と認可との格差の是正とか幾つかあったと思うんですけれども、そういったものがどの程度滞りが出るのかとか、影響がどれぐらいあるのかということも少し気になるところで

す。その辺については、あくまでも、35%を50%にというふうにお考えなのか、何かお考えがあればお聞かせください。

○保育課長　　まず、40%を50%にする場合と、35%を50%にする場合で、今後の事業展開等についてどのような影響があるかというご質問でございます。今、具体的に数字を挙げて説明できる状況ではないということをご理解いただきたいと思います。こちらの利用料の見直しにかかる歳入の増分につきましては、子育て支援等の施策に充当していくという考え方でやっておりますので、影響が出てくるかなというふうにご考えてございますが、具体的にどの事業が、例えば、100%を目指しているのが80%になってしまうとか、そういう形での影響の開示といいますか、ご説明はなかなか難しいというのが、まず1点ございます。どういうふうに説明できるかというのは、ちょっと宿題とさせていただきますと思います。

それから、今回、諮問の内容としては、国基準利用者負担額のおおむね50%ということで諮問をさせていただいております。今回、27年度決算執行調で計算したところこういう状況になっているということでございますので、現時点で我々がこれを26年ベースで検討していただきとか、そういうことをとりあえず申し上げるつもりはございませんが、こういう状況を踏まえているいろいろご意見をいただければというふうに思います。

以上です。

○松田会長　　いかがでしょうか。前回からの審議の流れは、ある程度、負担増といいますか、諮問の内容に関して、基本的な方向性、本当に基本の中の基本みたいな形ですけれども、そのものに関しての了解は、積極的ではないにしても、まあ、せざるを得ないという流れはあると思います。ただ、そのことで実際に子育ての環境がさらにどういう形で豊かになっていくのか、そういう、ある種のコンセンサスを形成するための具体的な変化の部分というものがやはり伴ってこない、この会としまして、なかなか「了解です」というような言い方はしにくいということは、委員の皆様方から繰り返しご発言いただいているところかと思えます。

それと、確かに、このパーセントが相対値に対して、動くお金というのは絶対量ですから、このあたりの物の考え方とか、見方というのが非常にあいまいになっているところがあって、そのあたりをどう具体論としておろしていけばいいのか、考えていけばいいのかというのが、確かに考えにくいところがございます。できるだけそれを具体的なイメージとして持てるような形での資料やご質問が続いているというところだと思うん

です。基本的に、諮問の内容に関してということですので、例えば、基本的な承認をこの会でするといたしましても、そこに付帯する意見とか要望というものもしっかりと加味していくことが重要なことかと思しますので、引き続き、そういうことでちょっとお考えいただいてご意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小幡委員　　私は本当に数字的なものがとても苦手なのでちゃんとしたお話もできないと思うんです。ただ、先ほどの資料33-②を見て、実際に自分が保護者だったらと考えたときに、これだけ上がるのはかなりきついと、正直、思うと思います。では、上がったらか何か変わるのかなというところが明確になっていないというふうな印象を今、受けているんですけども、この状態で、私も委員としても何とも判断がつかないですし、そのところはもうちょっと何か市として、このところを頑張っていきますというところをもっと出してくださいと、多分、毎回言っていると思うんですけども、いまいち、私もそれが全然見えないので、もうちょっと出していただきたいなというふうに感じました。

○高橋委員　　公定価格が増額したことで分母が増えたので割合が減ったということは、運営している身としましては、確かに、公定価格の中で保育士の処遇改善が増額したりということがありますので、国の徴収基準が増えるということは理解できるのですが、では、それに対して割合が減ったからといって、それを50%にしないと小金井市の保育施策が前進しないのか、それを財源にしていけないと前進していかないのか、もしくは、増やすことで、今、小幡さんがおっしゃったように、もうちょっと具体的に、こういうところを前進させていきたいのだというところがちょっとよくわからないのです。その辺についてお尋ねしたいと思っています。

○松田会長　　同様のご質問になっているところなので、少し何かお考えがあればお願いします。

○保育課長　　小幡委員、それから高橋委員のほうから、利用料の見直しによってどういうことが向上していくのかというご質問だと思います。具体的に、例えばこういう事業について、対象者が拡大していきますよとか、あるいは、施設がかなり増えますよとか、現時点で明確にお答えできるものは持っていないところです。ただ、のびゆくこどもプラン小金井の中でもいろいろな子育てに関する施策の充実等が求められている中で、我々、保育課の事業以外の子育てに関する施策についても積極的に進めていく必要があるというふうに考えてございます。基本的には、ちょっと宿題とさせていただきたいとは思いますが、すけれども、施策を現状でも市のほうで6割の利用料について持ち出しをしている中で、それを50%にしたいという諮問をさせていただいておりますが、その持ち出しの分を他

の施策に充てていくというのは、方向性としては間違っていないというふうに思っています。その持ち出しを減らしていくと。

分母が大きくなってきている中で、それぞれ、施策を展開していく難しさはいろいろあることはございますが、のびゆくこどもプラン事業の着実な推進、それから子ども・子育て支援新制度でまとめられている法定13事業と言われる事業についても積極的に行っていきたいというのは以前から答弁しているところでございますので、一部、宿題にさせていただきたいと思うのですが、基本としては今お話ししたとおりでございます。

○松田会長　　具体的なものというのは、具体的な予算枠があってできて、さらにその子育て事業の総体的なバランスといいますか、全体像の中でどういう形でということが出てくるので、今すぐこういう形ということが言いにくいというのは、ある程度、やはり確かにそうだと思うので、簡単に言いますと、「信頼してください」というのがよいのか、枠が出たときに、皆さんにご納得をいただけるようなことはしますというようなご発言かなというふうにとちょっと裏読みをしていましたけれども。

○小幡委員　　確かに、具体的なことは言いづらいのかなと思います。けれども、何でしょうか、意思を感じたいと言ったらいいのかもしれない。ただ、何とかするようにするんですというのではなくて、もうちょっと、キャッチコピーではないのですけれども、市として子育てを、こういうふうな、というところが具体的ではないと言えないというのであれば、もう少し市民にわかりやすいような形で何か宿題で考えてきていただきたいと思います。

○松田会長　　それと、もう一つは、こういう子育て会議というものを設置して、こういう審議をしているということ自体が、やはりこれまでとは違うところで、そういうものが人の関係の中で意見を聴取していただきながらつくっていただけているという、そういうプラスの面といいますか、一段進んでいる面は評価すべきではないかと私は思ったりもします。

確かに、ある種の負担増の部分がどういう形でさらに環境を改善していくのか、その部分でのコンセンサスという面もありますし、岩野委員からちょっとありましたけれども、そこはまた総体的に違う問題だなと思ったのですけれども、増額分が割と大きな部分があるので、それを次年度からという形ですぐに受けとめられるのか、経過措置とか、ある種のステップ、そのあたりのところもどうだろうかというご意見もあると思うんです。そのあたりのことについて、もし追加でご意見等もございましたら、ぜひいただきたいと思います。

○森田委員　　先日、沢村委員が、回帰線の保護者の方々を中心にして市長さんとの懇談会を設定し

てくださって、私も参加しました。認可外と認可の格差を縮めてほしいというふうな要望だったんです。ただ、認可外は、もうこのランクさえもなく、もうその高額な保育料を納めざるを得ない状況なのですよ。今年度も、この4月も、やはり、「保育園落ちた、日本死ね」の影響なのかなと思ったんですけども、大分、入れなかったというところでの思いを訴える電話というのが多かったのです。落ちたから保育課に行っても、こういう対応をされた。それでも入れなければいけない。「認可外があいていたからよかったんじゃないですか」と言われたとか、もうほんとにそれが今年の4月はちょっと多いなという印象を受けました。毎年二、三件はあつたりするんですけども、その一つ一つを聞いていると、認可外と小規模のA型をやっているほうの身としては、何ともつらい気持ちになる。認可外で預けている親御さんたちの経済状況や裏側もよく知っているとなると、かといって、親御さん方にとっては高い認可保育料であっても、運営する身としては全く足りていない保育料なんです。ここの傍聴者の意見というところにもありましたし、私も前回もお話したのですけれども、本当に必要な人たちにこの保育が届いていないというケースがとても多い。

今回も、例えば、兄弟が何人もいて、その中の一人が障がい児で、障がい児は小金井はもう0・1・2は預けられないというのは仕方がない。では、その子の療育のために下の1歳の子を預けたいといっても、それは保育園に申請する理由にはならなくて入れなかった。そうすると、そのお母さんは療育に通うから働けないし、認可外の高い保育料を払わなければいけないという二重の負担なんです。それはもう待ったなしなんです。そのご家庭にとっては、もう今なので。それは、これまでもあったであろうし今後もあるので、これからとか、宿題なんておっしゃらずに、もうほんとに早急に何とかしたいと思うし、何とかしていただきたいと思います。

以上です。

○松田会長 いかがでしょうか。

○原島委員 何となくすごく心配なのは、これを35%にしろ、40%にしろ、50%にしましたと、今の計算で行くと、平成27年度の差額で1億3,000万円の分をほかの事業に充てますという数字が一人歩きし出すことになると思うんですけども、今後この数字はすごく流動的なものになる数字であって、多いときもあれば少ないときもある。これを恒久財源、あたかもあるものとして政策をつくっていくとか、認可外の利用者の人に期待を持たせるといったやり方でいいのかなというような気持ちが少しします。

この会議で、前回とか前々回でも少し、何となく理想論的に出ましたけれども、やはり、恒久的に格差ゼロをいずれは目標にするというようなことがはっきりとしているのであれば、このような不確かな財源に頼るのではなく、不確かではあるけれども、より安全性のある市民税の増加とといいますか、1%、市民税を上げたらどれぐらいになるのか、それによって何が実現できるのかというようなことが、よりはっきりして、それが目標に近づくのであれば、50%にするという目標はもちろん維持しつつも、ただ、それよりも何かを実現するというようなことが主眼にあるのであれば、例えば、そのようなやり方も検討できるのではないかというふうに思いました。

私も、実はずっと子ども3人、認可外で育ててきまして、私はそれほど裕福な家ではないので、資料33-②で見ると随分な差額、高級外車を買えるよね、家の頭金ぐらいはできたねというような差額を負担してきましたけれども、認可外保育園というのは、その差額があるがゆえに、認可があいたら移りたいというような人が常に潜在的にいるような状態、つまり、経営的にもとても不安定な部分というのがあるんですよ。やはり、施設がしっかりと安定した運営ができていくというのが、子どもたちの安定した受け入れ、育ちにつながるというふうに考えますので、どのような形で格差を是正するのかというのは考えどころだと思うのですけれども、1つの考え方としては、利用者への直接の還元ということと、施設のより安定した運営のために施設に寄付するという考え方もあるのかなと、ちょっと脇道にそれましたけれども、そういうことも考えました。

以上です。

○松田会長　この会議のほうで要望事項、ないし意見としてつけ加えたいということは、ほぼ同じ方向を向いてきているのではないかと思います。そういう中で、今までのご意見をちょっと取りまとめていただくような形で、事務局のほうに、ほぼ、内容は一致してきたといたしますか、1つのまとまりを持ってきていると思いますので、この会議の答申案を生かせる形で、これまでのご意見を、次回あたりに少しご提示いただくというような進め方でよろしいでしょうか。議論はもうよろしいですか。

そうしましたら、本当に貴重なご意見を今日もたくさんいただきまして、かなり論点といたしますか、視点がつながりの中で絡まり合って、1つの方向性に向けてのお話になっていたと思いますので、そのあたりをうまく取りまとめていただいて、実効性のある答申になればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、資料18、別紙2の学童保育所の育成料の審議に入りたいと思いま

す。

それでは、まず、事務局のほうからご説明をいただきたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○児童青少年課長 資料34から37までをご説明いたします。資料34でございますが、学童保育所運営費
と国庫補助における運営費負担の考え方との関係（平成26年度決算ベース）でございま
す。こちらにつきましては、国基準運営費、こちらが1億7,779万1,000円なのですが、
その半分の金額が表の真ん中あたりの②に書いてある88,895,500、この金額を国基準運
営費の半分として国庫等の補助金、そして利用者負担額、半分ずつで持つというよう
な形になりまして、こちらについては、こちらを定員数の790人で割ると1カ月当たりが
約9,377円になるというような資料になってございます。

それから、資料35でございます。こちらが現時点での小金井市の育成料及び延長育成
料の、いわゆる料金表的なものになります。内容についてごらんいただきたいと思
います。

資料36でございます。こちらについては、三多摩26市における学童保育育成料等（月
額）に関する調べということで、こちらは育成料、間食費、合わせた保護者の負担額の
合計ということで表にまとめたものでございます。内容についてはごらんいただきたい
と思います。

それから、資料37でございます。学童保育育成料に関する年少扶養控除廃止による影
響調べということで、こちらは、平成24年度に議会のほうに出させていただいた資料を
そのまま利用させていただきました。こちらにつきましては、影響額は、あくまでこれ
は推測ということでご理解いただきたいと思います。というのは、こちらについてはデ
ータを持っておりませんので、あくまでこれは事務局での推測の数字であり、こちらに
ついて、もし年少扶養控除をうちで採用した場合は、約16万6,000円、月額、影響が出
るのではないかとということでの推測でございます。内容についてはごらんいただきたい
と思います。

以上です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。それでは、まず、今のご説明に関しまして少しご質問
がございましたらお願いしたいと思います。

○原島委員 済みません、資料37の見方なのですけれども、これは、平成24年と25年という随分ち
よっと古い資料で、しかも25年度に関しては想定ということで、おそらく多分、実数を

俯瞰的に把握するのが不可能な料金徴収システムになっていますというようなことだと思いますけれども、25年度想定表の下から2番目の区分変更（人）というところの見方だけ確認させてください。これは、3,000円のところが26となっているのは、0から3,000円に上がった人が26人ということですか。0は基本的に非課税世帯だから変わらない。それとも、3,000円から5,000円に上がった人が26人ということですか。ちょっとこの変更区分の見方だけ教えてください。

○児童青少年課長　こちらにつきましては、済みません、ちょっと整理させてください。一次保留していただいて、ちょっと考えさせてください。別の質問をお願いします。

○原島委員　では、別の質問、いいですか。済みません。実は、この学童のことにに関して、私は学童の代表できていますので、利用者の方に、何かご意見があったらということで今、お伺いを立てているところなのですが、特にこれといった意見が上がってきていない状況です。私のほうから質問なのですが、小金井市の学童保育所の一つの特徴として、兄弟割引というものがありません。1つ、要望ではなく質問です。学童保育所で兄弟割引を導入していない理由は何か、過去に話し合ったことがあるとか、そういうことがあるのであれば、導入していない理由を教えてください。

○児童青少年課長　兄弟割引については、きょうの資料では出ていないのですが、確かに何市か導入している市は、市としては認識しているところですが、逆に、所得別でやっている市というのはかなり少ない中、小金井市はその所得別を採用している中で、やはり、兄弟割引というようなものについての制度については考えていなかったのかなというところで、私としては考えております。過去、議論があったかというところ、そういう議論については、私は聞いていないところです。

○原島委員　ありがとうございます。ただ、累進性というか、所得階層別だから導入していないというのは、保育園の例なんかを持ち出してしまうと、理屈としてもちょっと弱いのかなというふうに思います。これは要望ではないのですが、将来的に検討する余地があるのかなというふうにも思います。今のところそういう要望が上がっていないので、ちょっと何とも言えないのですが、一応、そういうことを将来的に考えてもいいのかなというふうに思います。

○松田会長　ほかにはいかがでしょうか。資料34が一番基本になる考え方の部分だと思うのですが、このあたり、保育所の場合は幾つかご質問も出ましたが、学童の場合はよろしゅうございますか。

- 原島委員 最初の質問の答えだけいただければ。
- 松田会長 あるいは、学童の育成料を検討するに当たって、もう少しこういう資料もあればとか、そういうようなこともありましたら、あわせてご指摘いただければありがたいのですけれども。
- では、先ほどのお話ですね、はい、お願いします。
- 学童保育係長 先ほどの説明なのですけれども、平成24年度の上の段、9,000円のところで207人とあります。それに対して、3番の25年度の想定が234人となっています。207に対して234人ということで27名増ということになっています。このことは、平成25年度の7,000円のところの区分変更の27、この数字が7,000円から9,000円に変わる方ということです。左側も同じ考え方になります。
- 原島委員 つまり、3にある人数マイナス。
- 学童保育係長 3の区分変更の人数という形が、それぞれ3,000円から5,000円、5,000円から7,000円、7,000円から9,000円になる方と。
- 原島委員 3,000円から5,000円、5,000円から7,000円、7,000円から9,000円ということですね。
- 松田会長 ちょっと整理しますと、平成24年度のものに基づいて、仮に25年度に、24年度の方々695人が、平成25年度想定、つまり、廃止したときにどういうことになるだろうかということが下に書いてある。平成24年度に例えば7,000円だった方は163人いらっしゃるわけですが、この163人のうちの27の方が、平成25年基準で行きますと9,000円というほうに繰り上がるというとおかしいですけれども、区分としてはこっちに行ってしまう、そういうことが数字としてあらわされていると。ですから、7,000円のところで、平成25年度が166人となっていますけれども、これは、平成24年度の5,000円のところが137人いらっしゃって、そのうちの中で廃止による影響が30名あらわれて、30名の方は7,000円のところへ行かれてしまう。ただ、7,000円の方が9,000円のほうへ動いている方もいらっしゃいます。それで、25年度の数字を合わせますと166になると、そういう表だということですね。
- 原島委員 参考までに、お聞きいたします。資料34にある利用者負担、今の数字で言いますと、88,895,500とありますけれども、仮に、現在、年少扶養控除があった基準に戻して育成料を徴収するとすると、かなり無理が、目標達成が難しくなるような状況に学童保育の育成料というのはあるのでしょうか。
- 児童青少年課長 済みません、その計算は非常に難しく、正直言ってできません。ただ、現状は、

育成料の負担額というのは、ここでは理想は9,300幾らという形になっておりますが、実際のところは六千数百円というような状況になっていて、この足りない部分というのは一般会計の財源から繰り入れているという状況になっています。

○原島委員 　いずれも要望ではないので気軽に聞いていただきたいのですけれども、この三多摩26市の中で所得別による育成料を設定しているのは、パッと見たところ、小金井市以外だと、国分寺市と国立市になります。これらの2つの自治体がこの年少扶養控除廃止のときに育成料を自然増というような措置をとったのか、それとも認可保育園のように、年少扶養控除はあったものとして育成料を徴収したのかというのを、参考までに、もしわかれば今、教えていただきたいのですけれども、わからなければ次回までに教えていただければと思います。

○児童青少年課長 　現時点ではちょっとわかりませんので、次回お答えさせていただきます。

○原島委員 　お願いいたします。

○松田会長 　ほかはいかがでしょうか。

○原島委員 　済みません、幾つも幾つも。先ほど課長のほうから、実際は市の一般財源からの持ち出しがあるというような現状ですというお話がありましたけれども、育成料そのままですというような諮問でした。それでよろしいのでしょうかという確認です。というのは、育成料が実際に足りていなくて、本当に施設の運営で、学童の特徴で言いますと、おやつ、生活の中で最も大事なものは、おなかがすくと子どもは寂しくなるので、学童保育においておやつというのは結構大切な位置づけなのですからけれども、これは間食費のほうに大きな影響が出ているとか、栄養面で何か問題が起こっているというようなことはないですよ。

○児童青少年課長 　私のほうにはそういった意見は特に来ていないので、現状は満足されているのかなという認識は持っています。それで、育成料を変えるかどうかについては、こういう形の諮問をさせていただいておりますので、現時点では、当面の間、現状維持でお願いしたいということですので、市の考えとしてはそういう状況になっています。

○原島委員 　ありがとうございます。

○馬場委員 　ちなみに、利用者負担、理想が8,889万5,000円ですけれども、今の徴収額は幾らなのか教えていただきたいです。

○学童保育係長 　26年度の額で言いますと6,134万2,000円が調定額となっております。

○馬場委員 　はい、ありがとうございました。

- 松田会長 ほかにかがででしょうか。はい。
- 沢村委員 今のご説明で市の持ち出しがあるというお話だったのですけれども、資料36を見ると、小金井市がほかの市よりもちょっと高いような印象を受けるのですけれども、ほかの市も無理をされていて、市が持ち出しでやっているのですか。財政的に結構豊かそうなところと比べても高いような印象を受けるのですけれども、保育園の保育料とちょっと逆転しているような感じがあって、アレっと思っていたんですけれども。
- 児童青少年課長 ほかの市の状況は私のほうで答弁するのはなかなか難しいところがあるのですけれども、例えば、当市の場合、全入制を導入しているところですし、一定、待機児的なものをとっている市もございます。したがって、一概にこの表だけで高い、安いというのを比較するのはなかなか難しいのかなど。それで、小金井市においては、間食費については含んでおりますし、含んでいない市もございます。また、所得別に0円という方もいらっしゃれば、一律でこの金額を取っていらっしゃる市もございますので、一概に高い、安いという比較は難しいのですけれども、おおむねこういった基準ののっつて各市とも育成料の設定はなされているのかなという推測でございます。
- 松田会長 ほかにかがですか。これは全然枝葉末節な話なのですけれども、放課後児童クラブと言わなくてもいいんですか。
- 児童青少年課長 正確に言えばそのとおりかと思えます。
- 松田会長 いかがでしょうか。そうしましたら、こちらの育成料のほうに関しましては、少しご意見、ご質問等がございましたけれども、このままで行くということで、おおむねよろしいですよというようなご反応ということで。
- 原島委員 雑談的に言いますけれども、見直す機会というのもそうそうない育成料ですけれど、実際の徴収率が、先ほどの馬場さんの計算によれば70%で、ほかの子育て関係の人たちのことを思えば、ひとり言ですけれども、見直す機会はそうそうないものなので、ちょっと気にはなりましたが、まあ、ひとり言です。
- 松田会長 そうしましたら、この件につきましては、おおよそ会議としては意見のまとまりを見ておりますので、これも引き続き次回も取りまとめの案を事務局のほうから出していただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。
- それでは、次第の3に移りたいと思えます。利用定員の設定についてです。資料38になると思いますが、事務局のほうからご説明をお願いしてよろしいでしょうか。
- 保育課長 それでは、資料38についてご説明をいたします。家庭的保育事業等設置認可変更（そ

の1)をごらんください。施設名は第四コスモ保育園です。変更内容は、年齢ごとの定員にかかる変更で、変更の理由は、1歳児の進級による定員の変更であります。なお、全体の定員変更はございません。変更年月日は本年4月1日に既に変更していることをご報告いたします。

次に、裏面の家庭的保育事業等設置認可変更(その2)をごらんください。施設名は東京工学院きしゃぼっぼ保育園です。変更内容は定員の変更で、理由としては、待機児童解消のため定員数を1人増やすものです。変更は5月1日からとしますが、4月1日から既に定員の弾力化により1人増やして受け入れをしていることをご報告いたします。詳細については資料をごらんください。

以上です。

○松田会長 はい、ありがとうございます。では、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○沢村委員 裏面の表の見方について確認なのですが、変更前と変更後は、年度がかわって0歳の6人が1歳6人に異動したと、こういう見方でいいですか。

○保育課長 はい、そのとおりです。

○沢村委員 新たに0歳を2人受け入れたということですね。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○小川委員 今ここでいろいろ検討しているのは、実際には28年度のことになるわけでしょうか。というのは、過日、新聞で、小金井市の保育の質と量の向上について出ていました。他市と比較すると、私は、自分がかかわっていたからよく見ていたのですけれども、随分当局も頑張っているなど、私たち、ここで話していることが反映されているなどというふうに思いました。税収が少ない割にはいろいろ工夫しているのではないかと考えています。

また、ここで話をしている中で、原島委員の意見などにも私は賛成なのですが、漏れ伺うところによると、本年度、小金井市の予算は通っていない、暫定予算ということだと。ということは、私たちがここで考えていることが何ら前進をしないということになるかと思えます。また、暫定予算ということは、市民が反対しているということですね、議会が通らないということは。ということは、いかに私たちがこれから市民の人たちに納得をさせる、当局ももっとしっかりとアピールをして、これは大事なものであるので進めていくのだというところを出していかないと、またここで暫定予算で、結局

話し合ったことが進んでいかないということになるということは、すごくもったいないと思っています。ですので、ここで話しているのも市民ですけれども、反対しているのも市民だということを踏まえて物事を考えていかないとうまくいかないのではないかと思いますので、何らかの形でここで話し合いをしていることを広報していくことが、私たちに課せられているのではないかというふうに思っております。28年度にこれがうまくいくようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○松田会長　それでは、ただいまのようなご意見がありましたことを踏まえまして進めていくことでよろしゅうございますでしょうか。

○小幡委員　1つ、いいですか。

○松田会長　はい、お願いします。

○小幡委員　利用者負担のあり方については、この次の5月の会議でもやられますか。

○保育課長　はい、継続します。

○小幡委員　ちょうど1号認定のことで、佐々木先生の資料もあつたので、その話がきょうはちょっとできなかったのでもうどうかなと思ったものですから。

○松田会長　ああ、なるほど、わかりました。

○佐々木委員　次回がありましたら、楽しみにしているのですが、先ほどの表を見ますと、市内の私立幼稚園の平均の月謝納入額は2万5,000円なんです。先ほどの表を見て所得別にずっと行きますと、一番下で2万4,000円です。幼稚園のご父兄でいろいろな階層の方がいらっしゃるし、そんな楽な方ばかりいるわけではなくて、保育園に行かれるような、「よかった、移ります」という方が年間に二、三人いる。保育園でどうしてもうまくいかないのが幼稚園に入れてくださいという方が、年間に1人あるかないかなのです。ですから、幼稚園のご父兄でも、できれば保育園に入れたらいいなと思っている方のほうが数倍多いということです。

所得階層の表を見ていると、大体我々のところで2万5,000円、教材費等のところのちょっとまた2万7,000円ぐらいのところもありますけれども、それを従来の価格、個人負担といえますか、利用者負担で見ますと、逆に、幼稚園に来ている方でもランクがありますから、保育施設を利用される方でも、余裕のある方は、先ほどの沢村さんのお話のように、高低をつけてそういうグラフにしていくのも1つの手だなと思って、そのことも会長も十分認識されて今回の方策に入れていました。今回はそれを含めて、現

状の市内幼稚園、それと区部の、杉並区、世田谷区、もっと下町のほうの区部とどうい
うふうな開きがあるか、その辺は、行政の方でも電話ですぐ聞くというわけにはなかな
かいかないと思いますので時間がかかるとは思いますが、追跡していただきたいと思っ
ております。

その目的は、やはり、一人一人の納税者のご父兄の方全てに納得感があるようなもの
でなければいけないし、この会議の最初のところで、やはり、周辺地域に比べて小金井
市の負担額がちょっと目立って低いというところ、この辺の公平感からすれば揃える必
要があるということでしたから、それを忘れずに情報を集めてくると、大体、何が妥当
かということがつかめるだろうと思います。長々と済みません。

○松田会長 いえ、とんでもございません。こちらのほうがその重要な部分を取り込めていなくて
申しわけございません。次回必ずその部分からスタートさせていただいてご審議を継続
させていただければと思います。

そうしましたら、次第の3番の利用定員の設定につきましてはご了承いただくという
ことで、重ねてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 はい、ありがとうございます。

それでは、最後の次第の4番、小規模保育事業の認可についてに移らせていただき
たいと思います。ただ、この議案につきましては、以前の会議で決定させていただきました
とおり、公開することがすぐわない内容ではないかということで、非公開という形で
審議をさせていただければと思います。そのことから、この議題で最終の議題になりま
すので、本議題が終わりましたら会議も終了させていただくということで、傍聴の皆様
方には、ここで退室をいただければということでございます。よろしゅうございませ
うでしょうか。若干お時間をいただきます。ご協力いただきましてありがとうございます。

(傍聴者退室)

(※これ以降の小規模保育事業の認可に係る審議内容については要点筆記)

○事務局 本件は、認証保育所から小規模保育事業に移行する案件で、小規模保育事業への移行
は児童1人当たりの保育面積の向上、現行以上の職員配置による保育の質の向上を目指
しており、保護者負担も所得に応じた利用料になるため経済的負担の軽減につながるな
どのメリットがある。また、事業者としても、市の利用調整による児童入所が図れるこ
とから安定的な運営が期待できる。

なお、本年4月入所児童は小規模保育施設移行後の児童数のみの受け入れとなっており、移行は本年7月を予定している。

- 松田会長 この議題は、6月の会議で再度扱い、そこで結論を出す。
- 委員 変更点や、新たな決定事項は。
- 事務局 今回の小規模保育事業への移行は、面積要件や職員配置が保育の質の向上につながる内容となっている。ただし、若干定数が減ることは、待機児童解消の点からは厳しい。
- 委員 認可移行時に、認証保育園設立時の補助金の返還義務が生じるとか、新たな補助金を出すなどの動きがあるのか。
- 事務局 補助金の返還は、引き続き保育の事業を行うことから現時点では想定できない。また、若干の施設改修を行うため、市で施設改修の補助を行う予定。
- 委員 人数が2区分から3区分となり、中間枠ができた場合には、速やかに定数増を予定しているとのことだが、3区分になる見込みを何年後と考えているか。
- 事務局 現時点では不明。
- 委員 当面はこの定員で運営していくのか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 「入園後は卒園までお子さんの保育が確実に保障される」との文章が理解できない。3歳以降の接続を考えたときに、現状では小規模保育事業に移行しても保障されないと思う。
- 事務局 特定地域型保育事業は、施設が卒園時に連携施設を確保することになるが、まだ一部しか連携施設が確保できていない。施設側は、施設形態が認証保育所から小規模保育事業に移行することで連携施設の設定がより進むと考えていると思う。
- 委員 連携施設はまだ一部しか確保できていないとのことだが、6月に、他園に関しても市のほうで掛け合いをすることで時間が足りるのか。保護者は心配だと思う。
- 事務局 事業者のほうで連携施設を見つけていただくのが基本。新規に市内参入する施設だと、既存の認可保育園とのつながりがないので、市も協力していきたい。公立保育園における対応は検討課題である。
- 松田会長 本件は6月の会議で継続審議する。次回の会議日程は5月17日。

閉 会